

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第151回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年1月21日（火）15時31分～16時22分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村真由美、
藤井 威生、三友 仁志、森 亮二、矢入 郁子

（以上8名）

（2）総務省

湯本総合通信基盤局長、大村総合通信基盤局電気通信事業部長、
井上料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、
齊藤料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3191号】

イ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について【諮問第3192号】

開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 皆様、お待たせいたしました。事務局の坂平です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、委員9名中8名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、定刻になりましたので、電気通信事業部会第151回を開催いたします。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。本年もよろしくお願いいたします。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第151回を開催いたします。

本日は、Web会議を開催しており、委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。Web審議となっておりますので、皆様、御発言の際は、マイクとカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

議 題

諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3191号】

○山下部会長 初めに、諮問第3191号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について、総務省から説明をお願いいたします。

○小川料金サービス課課長補佐 山下部会長、ありがとうございます。総務省料金サービス課で課長補佐をしております小川と申します。本日、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、諮問第3191号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可についてということで、資料151-1に基づきまして、御説明差し上げたいと思います。今回の申請の概要、かなり大部になってございますので、概要としておつけしておりますパワーポイントに基づいて御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明ということでございます。

今回の申請の概要、右肩番号で言いますと1ページ目のところでございます。東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社から、1月17日金曜日に申請があったものでございます。主旨のところでございますけれども、今回、例年の会計整理、再計算の結果などを踏まえまして、加入光ファイバやNGNなどに関する、令和7年度、それから7年度以降の接続料の改定に伴う接続約款の変更認可申請があったものでございます。

1ページお進みいただきまして、右肩番号2ページ目でございます。今回の変更認可申請の全体像という資料をおつけしてございます。まず、加入光ファイバに係る接続料の改定ということですが、令和5年度に向こう3年間の接続料を将来原価方式で認可したところでございますけれども、今般、乖離額調整を中心とした改定がございましたので、そちらの申請が上がってきたものでございます。

その下、NGNに係る接続料の改定等でございますが、こちらは令和6年度いっぱいあるいは令和6年12月まで、将来原価方式で費目を認可してきたところでございますけれども、この算定期間が期限を迎えますので、将来原価方式で向こう数年間の接続料を改定する旨の認可申請が上がってきたものでございます。

続きまして、実績原価方式、LRIC方式でございますが、毎年度、その年度の接続料の申請が上がってくるものでございまして、こちらについても併せて申請があったものでございます。

順を追って御説明いたします。右肩番号4ページ目、目次のところでございます。今回、今申し上げました加入光ファイバ、NGN、それから実績原価方式など、各費目に

つきまして、主な変更・報告内容等ということで1つ目の項目にまとめさせていただいております。本日、時間の関係もございますことから、この主な変更・報告内容を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。その他の変更・報告内容につきましても、資料をおつけしておりますので、こちらにつきましても、関係資料といたしまして、御参照いただければというふうに考えております。

早速、右肩5ページ目でございますけれども、加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲でございます。加入光ファイバは、こちらの資料でございますとおり、シェアドアクセス方式、シングルスター方式の2つのこの構成で、接続料算定を行っておるところでございます。それぞれの将来原価方式の算定範囲といたしましては、この赤で色づけをしております部分でございます。こちらに基づいて、今回の加入光ファイバの接続料の改定について御説明差し上げたいと思っております。

1ページお進みいただきまして、6ページ目でございます。こちら加入光ファイバの接続料の推移というところでございます。加入光ファイバにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和5年度の接続料の改定において、令和7年度も含む向こう3年間について、将来原価方式にて算定され、それを認可済みというところがございますが、今般この事業を行っていく過程で乖離額が出てまいりましたので、この乖離額調整を行い、改めて令和7年度の適用接続料を再算定いたしましたところ、既に認可済みの接続料から約87円から121円程度の上昇が見られたというものでございます。

その主な増加要因についてポイントをお伝えいたしますと、NTT東日本では設備管理運営費、主に道路占用料の上昇が要因ということでございます。東京都、特に区部の道路占用料がここ数年上がり続けているといった状況を踏まえているものです。そのほか、報酬等について、接続料の原価を算定する際に適正な報酬額を算定していくところでございますけれども、国債利回りなどの経済情勢の変化を踏まえまして、この報酬額がプラス39億円ほど出てきているというところがございます。

NTT西日本についてでございますが、昨年1月に発生いたしました能登半島地震の特別損失が約14億円出てきており、また、NTT東日本と同じように、報酬額が約50億円上振れしていることが要因として出てきているところがございます。

こちらを踏まえまして、令和7年度の接続料は対前年度と比較いたしまして、微増傾向にあるといった状況でございます。

次の7ページ目にお進みいただきまして、加入光ファイバ接続料（将来原価方式）の

乖離額調整ということで、今申し上げました点の詳細でございます。繰り返しのようになってしましますが、令和5年度に係る費用の実績が確定いたしましたので、この収入原価との差額につきまして令和7年度の接続料原価に算入したいというもので、乖離額調整に係る3条許可申請、接続の規則3条に基づく許可申請が行われたところでございます。

乖離額の主なポイントといたしまして、このリード文の4つ目のところでございますけれども、先ほど申し上げました都内の道路占用料の上昇などのコスト増加に伴い、NTT東日本でプラス7億円ほどの差分が出てきたというところでございます。その下のポツ、報酬においては国債利回りの上昇によります自己資本利益率及び他人資本利率の上昇などの影響を受けまして、NTT東日本で39億円、NTT西日本でプラス50億円の差分が出てきたということでございます。

こちら全て合計いたしますと、NTT東日本でプラス53億円、NTT西日本でプラス47億円の正の差分が発生してきたというものでございますので、こちらを令和7年度の予測芯線数で割った額が令和7年度接続料に反映されてくるといった構造になってきてございます。

8ページへお進みいただきまして、シェアドアクセス方式に係る接続料ということでございます。こちら、設備の単位で接続料を算定しているところでございますけれども、特に設備の一番右端の光信号主端末回線については、将来原価方式で算定しており、今御説明いたしました接続料の乖離額調整の影響が出てきております。括弧内の対前年度の数字と比較いたしまして、令和7年度の接続につきましては、微増傾向にあるといったところでございます。

このほか、光屋内配線加算額とかこういったところにつきましても、コストの上昇を踏まえまして、対前年度比で微増傾向にあるといった状況でございます。

続きまして、9ページ目、NGNに係る接続料の改定等というところでございます。右肩番号10ページ目のほうにお進みいただければと思います。こちら、まずNGNの県内通信用の設備に係る法定機能接続料の一覧でございます。各機能ごとに、プラスマイナスの動きでございますけれども、このうち主立ったものについて次のページ以降で御説明させていただきたいと思っております。

11ページ目にお進みいただきまして、NGNの県内通信設備に係る法定機能接続料のうち、主なものを載せております。法定機能の組合せということで、各法定機能単位で実際に組み合わせて適用されているこの機能ごとにプロットいたしまして、NTT東

日本、西日本ごとに、接続料の対前算定期間との動きについて載せておるところでございます。例えば一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能、こちらはデータ通信を使う機能でございますけれども、こちらにつきまして、従来1 G b i t / s タイプのみの接続料が設定されておりましたけれども、今般10 G b i t / s タイプについても、新しく接続料を設定できるようになりましたので、新しい項目といたしまして、接続料が設定されたところでございます。

その下でございますけれども、光 I P 電話接続機能につきましては、N T T 東日本西日本ともに前算定期間より上昇傾向にあるというところでございます。この主な理由といたしまして、平成20年にN G N 網を初めて構築した際に設置を行いましたS I P サーバという設備が保守維持限界を迎えるということでございますので、この更改投資によりコストが全般的に上振れしているといった影響を受けたものでございます。

そのほか、一般收容ルータ優先パケット識別機能についてもやや増加傾向にあるというところでございますが、こちらについては、收容ルータの更改投資あるいは高速制御部に係るその一部のコストの増加を受けまして、対前算定期間と比較いたしまして、接続料が上昇傾向にあるといったところでございます。

他方で、一般中継ルータ交換伝送機能につきましては、N T T 東西の保守業務の内部効率化によるコスト削減あるいはその需要の増加等も鑑みまして、対前算定期間の適用額と比べてかなり低減傾向にあるといった状況でございます。この設備の投資ですとかこういったコスト増の要因があるものについては増加の傾向でございますが、維持保守業務のコストの低減が図れるところにつきましては、企業努力の成果も見られているといった状況でございます。

12ページ目でございます。今申し上げました県内通信用設備に係る接続料の概要について、ポイントは、先ほどお伝えしたとおりでございますが、今回申請のございました令和7年以降のN G N の県内通信用設備に関する接続料につきましては、收容局ルータあるいはS I P サーバといった設備の保守限界を迎えて、これに伴う更改投資が複数年かけて行われていくということでございますので、年度ごとの接続料もかなり上下動が発生し得るということもございます。そのため、この接続料の急激な変動を緩和するという観点から、4年3か月、令和11年3月までの複数年度の将来原価方式による算定を行いたいという申請が上がってきたものでございます。

また、参考としておつけしておりますフレッツ光の契約数につきまして、N T T 東日

本で約3万契約純減、西日本のほうで約2万契約純減しております。あるいは、ひかり電話のチャンネル数について、東日本で約23万契約純減、西日本のほうで約21万契約純減と予測されておる一方、優先転送サービスについては、令和5年の実績を基にいたしますと、令和7年1月以降の需要はプラス2千契約、3千契約ということで、少しずつ増加していくといった見込みでございます。また、企業努力によるコスト効率化を見込みまして、コスト自体は毎年約3%ずつ下がっていくといった想定で算定されておるところでございます。

次のページ、13ページ目でございます。NGNの県間通信設備に係る接続料ということでございます。主に県間通信を行う設備ということで、こちらも前算定期間においては複数年度の将来原価方式にて算定をされてきたところでございます。今回申請のございました令和7年以降のNGNの県間通信設備に関する接続料につきましては、接続事業者の意向も踏まえて、全国集約POI及びブロックPOIといった今の接続点から県単位での単県POIという接続設備を用いる通信のほうに、徐々に移行が見込まれておりますことから、接続料の年度ごとの急激な変動を緩和していくといった観点で、4年3か月、令和11年3月までの複数年度の将来原価方式により算定する旨の申請が上がってきたものでございます。

なお、県間通信に係る主な接続料といたしまして、IPoE方式によるデータ接続であり、この県間接続料については、現行の適用料金と比較いたしまして、需要の増加、それからコストの低減なんかも見込みまして、NTT東日本西日本ともに、現行の適用料金と比較いたしまして、向こう数年間は接続料低減傾向にあるというところでございます。

また、IP音声接続、それから有線パケット県間接続につきましても、同様に現行の適用料金と比較いたしまして、今後はやや接続料は低減傾向にあるといったのが全体の状況でございます。

次、お進みいただきまして、14ページ目の10Gbit/sインタフェースに対応する設備の接続機能でございます。NTT東日本西日本において令和2年4月よりサービス開始いたしまして、最大10Gbpsの高速のFTTHアクセスサービスの提供に当たって必要な設備に関する接続料でございますけれども、こちらはサービスの開始とともに、光信号伝送装置、それから、局内4分岐スプリッタを導入したことに伴いまして、コストは出てきておるところでございますけれども、10Gbit/sインタ

フェースのこのサービス自体、ここ数年、かなり需要が伸びてきているということでございます。今後もこちらのサービスに関する需要はかなり伸びていくというふうに見込まれておりますので、今般、令和7年度から11年度の5年間の第1号将来原価方式にて算定されたいということで申請が上がってきたものでございます。

また、各年度の実績収入、実績原価の差額を調整するための乖離額の調整に関する3条許可の申請も設定されたものでございます。この真ん中のほうのネットワーク図、それから下のほうの表で色づけしているところでもこの設備に係る接続料を記載してございますけれども、コストも乗ってくるというところでございますが、かなり需要が伸びているといったことございますので、全般的には前算定期間と比べるとやや低減傾向にあるという状況でございます。

続きまして、では令和7年度の音声接続料について、ということでございます。

○齊藤料金サービス課課長補佐　続きまして、料金サービス課、齊藤でございます。御説明いたします。

こちら、音声接続料でございます。15ページ目でございますけれども、IP網への移行後、組合せ適用接続機能の接続料を新たに設定いたしまして、下の図のとおり、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話を同一の接続料といたしまして、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて、加重平均を行い算出するものとしてございます。

今回出てきましたものですが、将来原価方式により算定されている光IP電話の固有設備や共通設備については、SIPサーバの更改等、先ほど御説明あったとおりでございますけれども、こちらの影響によりまして、NTT西日本に比べてNTT東日本のほうが、接続料が上回っているという状況です。また、長期増分費用方式により算定しているメタルIP電話の固有部分につきましては、西日本の接続料が上回っているという状況でございます。

結論といたしましては、下の表の組合せ適用接続機能にございますとおり、東日本が4.14円、西日本が3分当たり3.88円ということで算定してございます。

15ページ目は以上でございます。

○小川料金サービス課課長補佐　それでは、16ページ目以降でございます。こちら、論点変わりました、実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等でございます。

実績原価方式のうち主立ったものとして、まずはドライカップの接続料につ

いて掲載させていただいております。ドライカップの接続料の算定における需要でありますメタルサービスにつきまして、光サービスへの需要の移行が徐々に進んでいるということもございまして、この回線数が継続的に減少傾向にあるといったのがまず大きな動向でございます。この需要の減少傾向を踏まえまして、NTT東日本西日本とも、全体的な費用の効率化を図っておるところでございますけれども、それ以上にこの需要の減少が大きいということでございますので、結果的に令和6年度と比べまして、接続料が上昇傾向にあるといった状況になってきてございます。

次のページ、こちらドライカップの接続料に係る需要及び原価ということでございますが、こちらメタルサービスの需要の減少、それに伴う設備の効率化に当たって、令和5年度と4年度の数字を比較してございます。それに基づくものでございますが、需要については、NTT東日本で約6%、NTT西日本で約9%減少ということでございます。原価については、NTT東日本西日本ともに約3%の減少を見込んでおりますけれども、こちら、需要の減少がかなり大きく効いてきているということでございます。接続料は対前年度比で上昇傾向にあるといったのが全体の動向でございます。

続きまして、工事費・手続費でございます。こちら、NTT東日本西日本が行う接続に係る業務に関する工事費ないしは手続費でございます。こちら実績原価方式により毎年度改定を行っているものでございます。この工事費・手続費の算定に用いますベースとなります作業単金の部分でございますが、これにつきましては、昨今の人件費の増加の影響を踏まえまして労務費の単金の増加、物価高を踏まえましてこの物件費の増加あるいは管理共通費の全体的な上昇に伴いまして、NTT東日本西日本ともに対前年度比で上昇傾向にあるという状況でございます。

こちら、NTT東日本西日本ともに平日昼間の作業単金を御参考として載せておりますが、令和6年度と比較いたしまして、NTT東西ともに、約200円から300円程度の作業単金の上昇傾向にあるとそういったことで申請が上がってきたものでございます。

続きまして、20ページ目へお進みいただきまして、固定電話のIP網移行に伴う対応でございます。

○齊藤料金サービス課課長補佐　それでは、御説明させていただきます。21ページでございます。こちら固定電話のIP網の移行に伴う対応の御報告でございまして、IP網の移行につきましては、令和6年12月に予定どおり移行を完了してございます。

なお、下の図のとおり、昨年9月に電話網移行円滑化委員会において、NTTから報告されておりますけれども、IP網移行期間中に、一部のモバイル事業者とNTT東西の認識の齟齬が生じまして、緊急通報呼における「切断遅延機能」がIP移行後に実装されていないということが判明しましたので、事業者側で機能開発が完了するまで、暫定的にSTM-POIを利用するというところでございますので、御参考まで御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○小川料金サービス課課長補佐　それでは、その他事項でございます。23ページ目にお進みいただきまして、その他事項、今回は、接続料規則第3条に基づく許可申請などの概要ということでございます。

今回、NGNの将来原価による算定などを行っている関係もございまして、例年と比較いたしまして、項目が多くなってございます。ただ、こちら前算定期間におけるその実績収入と実績原価の差額の乖離額調整ですとか、あるいは見込みの額と収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額といった、実際の収入と原価をそろえる関係での乖離額調整というものが太宗を占めておるところでございます。

その中で、乖離額調整の中で1つ算定の合理化を行っているといったところにつきまして、例えば左側の項番2番を例示として挙げさせていただきますけれども、こちらの組合せ適用機能に係る調整額の取扱いについてということでございます。こちら、やりたいことは前期算定期間における収入原価の差額に係る見込み値と実績値の差額の調整ということでございます。従来であれば、一般の法定機能の単位で乖離額を一度出しまして、これを算定に使っていくといったところでございます。

しかしながら、実際、一般法定機能の各単位ではなくて、一般法定機能を幾つか組み合わせ合わせた単位で、実際接続事業者のほうに適用がなされているといったものでございます。ですので、この組合せた適用機能、組合せ適用機能の単位で最終的にこの乖離額が出てまいりますので、現在の算定上は、一度これを法定機能の設備ごとにばらして、法定機能単位で一度この乖離額を再計算するというようなことをやっておりますけれども、結果的に出てまいります乖離額、最終的にその事業者に適用されます組合せ適用機能の単位で接続料算定されてまいりますので、結局その算定されます乖離額が同額であるということでございます。そのため、実際出てまいりました乖離額につきまして、こちらは一般法定機能でばらすことなく、組合せ適用機能の単位で算定にそのまま使いた

いということで、算定の合理化の観点で申請が上がってきたものでございます。

こちらにつきましては、項番1、2、4、5にそういった要素が含まれておるところでございますので、この点につきましては、結果的に算定される接続料の金額に影響がないということ、それから、実際、各事業者が組合せ適用機能の単位でしかこの接続はされていないということでございますので、他の事業者への影響もないといったことから、算定の合理化の観点でこれを認めてもよろしいのではないかというふうに考えておるところでございます。

また、そのほか新規継続の欄でまいりますと、従前から出されております継続案件がかなり多くなってきてございますけれども、1点、項番12番で、令和5年度の能登半島地震に伴う災害特別損失の扱いということで、新規の項目と書かせていただいております。

次のページの方にお進みいただきまして、24ページ目でございます。能登半島地震に伴う特別損失の扱いについてでございます。昨年1月に発生いたしました能登半島地震によりまして、NTT東日本の設備がかなり被災をしたという状況でございます。こちらの被害の総額につきましては、資料の下のほうの表にまとめてございます表の赤抜きの部分でございます。こちらについて、左から2番目、管理部門という、表の赤枠のところと突合いただければと思います。約36億円程度特別損失が発生しているというものでございます。

こちらを設備単位のほうでばらして見ていきますと、管理部門から右側の各項目でございますけれども、例えば左から4番目、端末系伝送路（光）というところでございますが、こちら約14億円程度、特別損失出てきているということで、冒頭に御説明いたしました加入光ファイバの乖離額の調整のところにも効いてきている数字がこちらでございます。

こういった形で、かなり特別損失の金額が大きくなってきておりますこと、また、過去に、この災害の特別損失、熊本地震ですとかこういった大規模災害のときに同様に計上しておりますことから、今回も自然災害という状況も鑑みまして、特別損失の乖離額調整を行ってもこれは差し支えないのではないかということで、今回こちらに特別に掲載させていただいた次第でございます。

主立った今回の接続料の改定に係る主なポイントは、今御説明したとおりでございます。こちらにつきましては、今後パブリックコメントのほうに2回付させていただきますし

て、またその結果を取りまとまりましたら、御説明差し上げた上で御議論いただければ
と思っております。

駆け足の説明になってしまい大変恐縮でございますが、御意見賜ればと思います。本
日、何とぞよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。多くの点について変更等を御報告いただきま
したけれども、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございましたら、チャッ
ト機能にてお申し出ください。どの項目からでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

私から1つ、一番最後の能登半島の地震のことで、36億円の損失を入れてあるとい
うことですが、災害の多いこの国で、予想できない損失がこうやって次々入っ
てくるというのはなかなか難しいことだと思うんですが、何か事前に用意してある基金と
か補助金とか、そういったもので補填されるということはないのか教えていただきたい
なと思いました。いかがでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐 ありがとうございます。今回、まず計上させていただ
いておりますのは、山下部会長御指摘のとおり、今回被災いたしました設備の復旧費用
というところでございます。事前にそういったその基金ですとか、その支援策というと
ころでございますが、1つ例示を申し上げますと、総務省のほうでも、もともと条件不
利地域におけるこの光ファイバの整備に係る補助金といったものを持ってございます。

これはもともと設備のないところに設備を整備する補助金でございますけれども、一
部災害復旧に係る部分もございまして、適用できる条件はございますけれども、もし被
災した箇所にその条件が合致するというところでございましたら、そういった補助金はお
使いいただけるというところでございます。

ただ、やはり山下部会長御指摘のとおり、災害対策ということは今後、喫緊の課題と
なってきてございますので、こちらにつきまして、また引き続き災害対策については、
今回の接続料だけでなく、必要な検討について今、総務省としていろいろと検討をし
ているところでございます。

すみません。お答えなっておりますでしょうか。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。相田委員、お願いいたします。

○相田委員 相田でございます。今、山下先生がおっしゃったこともそうなんですけれ
ども、接続料というのはその年にかかったものを反映するというところで、恐らく今回の

適切に計算されているんだと思うわけですが、SIPサーバが古くなって更改したんでその分が上乘せするというようなことだと、なかなか接続事業者にとって予見性というものがどれだけあるのかということで、いつ頃こういう更改するから、そのときには接続料がこれくらい上がりますよというようなことで、事業者さんに事前に接続料の予測をアナウンスするといったようなことをぜひやっていただければいいのかなというふうに思いました。

感想です。以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

総務省のほうから何かお答えはありますでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　相田先生、御指摘いただきありがとうございます。まさに御指摘いただきましたとおり、今回、将来原価方式ということで、1つの方策として単年度ごとの上下動を平準化させるということで算定してございますけれども、そもそも予見可能性の確保ということでございますので、こちらにつきまして、NTT東日本西日本においても接続事業者向けの説明会なども多々行われているふうに伺っております。その点につきまして、接続事業者各社様からもかなり御意見もあろうかと思しますので、そういったニーズも踏まえながら、きちんとその予見可能性の確保に努めていくべきというふうに考えておるところでございます。御指摘ありがとうございます。

○山下部会長　よろしゅうございますか。

○相田委員　はい、結構です。

○山下部会長　はい、ありがとうございます。

森委員、お願いします。

○森委員　ありがとうございます。今のお話を伺ってしまして、私もこれは非常に難しい話だなと思っておりまして、私の専門的な法律の知見から何か申し上げるということはむしろないわけなんですけれども、接続事業者の予見可能性という話が出たんですが、そういうことも、予見可能性みたいなこともある程度重視されているのか、それとも、単年度方式とかそれ以外の考え方によって、接続側に対して激変にならないようにされているから、そんなに予見可能性のことは心配なくていい考え方なのかというと、私はどちらかというと後者なのかと思っておりまして、あまりどう変化するか分からないんですけども、そんなに激変しないし、最終的な公正性みたいなことは保たれているから別にいいと。

だから、例えば今示していただいています地震の特別損失なんかも、それも災害特別損失として費用に入れて接続料原価を算定していいということなのかなと思っていたんですけども、その辺の考え方といいますか、ポリシーみたいなことについて、せっかくの機会ですので、教えていただければいいかなと思いました。よろしくお願いします。

○山下部会長　ありがとうございます。総務省からいかがでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　森先生、御指摘いただきました将来原価方式につきまして、今後、向こうかなり需要が伸びていくと言ったことで、期待されるものについては第1号将来原価方式という複数年度の需要の伸びを勘案した将来原価方式で算定するといった方法をとっております。それから、今回NGNのところに出てまいりましたが、年度ごとで見ますと、急激な変動が発生し得る場合には、そういったものをかなり平準化して、接続事業者向けの影響をかなり抑えますといいますか、平準化させる、そういった意味での将来原価方式、これは第2号将来原価というふうに言っておりますけれども、こういった方式があるところでございます。

その予見可能性という観点で申し上げますと、向こう数年間のもの、今回のように乖離額調整もございますけれども、一度今後のコスト増ですとか投資なんかも含めて、向こう数年分のものが一度提示されるということで、一定程度の予見可能性の確保というものには資するのかなというところでございます。

他方で、相田先生からも御指摘いただきました設備の実際の投資、設備の維持限界がいつ来るかといったようなところにつきましては、NTT東日本西日本が持っている情報と接続事業者から見える情報というところには、多少なりとも差分といいますか、乖離があるというところでございますので、この将来原価方式の算定の中でカバーできる部分について一定程度の予見可能性を保ちつつも、接続事業者向けの説明会ないしは個別の事業者からの問合せに対する対応とか、そういったところから、なかなか将来原価方式で算定の方式だけでカバーできない部分については、きちんと丁寧に、接続事業者側のビジネスの根幹にも関わってくるところでございますので、丁寧な対応が求められるのかなというふうに考えておるところでございます。

少し雑感のような回答になってしまいましたが、お答えになっておりますでしょうか。

○森委員　分かりました。予見可能性についても、いろいろな、全部は無理だと思うんですけども、その考え方的に災害関係まで入ってきますので、なので、全部は無理なんですけど、できる範囲でされるという御方針なのだとということが分かりました。ありが

とうございました。

○山下部会長　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見募集は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は1月22日水曜日から2月20日木曜日までといたします。その後、2回目の意見募集を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長　ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

イ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について【諮問第3192号】

○山下部会長　続いて、諮問第3192号、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について、総務省から説明をお願いいたします。

○廣瀬料金サービス課課長補佐　総務省料金サービス課の廣瀬でございます。諮問第3192号について御説明させていただきます。

資料151-2でございます。第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正についてでございます。資料、通し番号で申し上げますと3ページ目、右肩のページ番号で1と書いてあるページを御覧いただければと思います。

改正案の概要でございます。本件改正は第二種指定電気通信設備の接続料、いわゆるモバイル接続料の算定の基礎となっております会計を接続会計と呼んでおりますけれども、接続会計の整理の方法等について規定している省令であります第二種指定電気通信設備接続会計規則の改正を行うものでございます。

最初にモバイル接続料の制度の概要でございますけれども、第二種指定電気通信設備を設置する事業者について、具体的にはNTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、それから全国BWAをやっておられますUQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社、これらの会社が該当しておりまして、これらの事業者が算定する第二種指定電気通信設備の接続料、モバイル接続料は、この第二種指定電

気設備接続会計規則という規則に基づいて整理する接続会計等を基礎として算定することとされております。

また、そのようにして算定された接続料を含みます接続約款については、総務大臣へ届出を行うこととされておりました。届出された接続料の適正性については、毎年度事業者から提出される算定根拠を基に、総務省のほうでも検証した上で、接続料の算定等に関する研究会という場で、算定の精緻化や適正性のさらなる向上に向けた検討を行っております。

その上で、今般の改正についてでございますけれども、資料の1ポツ目でございます。電気通信事業法の第34条第6項で、この二種指定設備を設置する事業者は、総務省令で定めるところにより二種指定電気通信設備等の接続に関する会計、いわゆる接続会計を整理しなければならないこととされております。

資料の2ポツ目でございますけれども、これらの接続会計を基に算定される接続料については、毎年度接続料の算定等に関する研究会におきまして検証の議論を行っているところでございまして、この研究会においては、過去2年間にわたり費用配賦の見直しという議論を行ってまいりました。この費用配賦見直しというのは、簡単に申し上げますと、これらの事業者が、大きく分けると音声とデータの接続料という2種類の接続料を算定するに当たりまして、各事業者の資産や費用を音声に係るものとデータに係るものに案分する、配賦する必要があるのですが、この配賦の方法は、後ほど出てまいりますけれども、固定資産価額比という比率で配賦されることになっておりますが、どうもこの固定資産価額比の算出方法が各社によって異なる、必ずしも適当な費用配賦になっていないのではないか、というような議論でございました。

この点については、昨年度、研究会のほうでワーキンググループを開催するなどして、集中的に検討いたしまして、例えばどういった資産であればどういった比率で音声とデータに配賦するのかといった共通の費用配賦ルールを整理したところでございます。

事業者におかれましては、この共通のルールによる接続会計の見直しを令和5年度の接続会計から行っていただいたところでして、見直しを経た接続会計、令和5年度の会計が、令和6年、昨年6月に総務省のほうに提出されたところでございます。

この接続会計において費用配賦見直しがしっかり行われているのかという見直し結果の検証を、昨年11月から12月にかけて研究会において議論いただいたところでございまして、その結果、基本的には各社とも、共通のルールに沿って見直しをしていただ

いているということは確認できたのですけれども、幾つかさらなる費用配賦の見直しや、あるいはこの省令、第二種指定電気通信設備接続会計規則を一部見直したほうがいいのではないかという点が出てまいりました。

今般の改正は、そのような研究会における議論を踏まえて、この省令、第二種指定電気通信設備接続会計規則について、2点の改正を行いたいというものでございます。具体的にどのような点を改正するのかという点につきましては、この資料の①、②と書いている部分でございます。いずれも非常に細かい点となりますが、順に御説明いたします。

まず、①についてですが、こちらは接続会計の中の配賦整理書という部分に含まれる移動電気通信役務費用整理表という別表において、新たに無形固定資産の取得価額（総額）といったものを記載いただくことを求めるという改正でございます。この改正の背景といたしましては、モバイル接続料の原価に占める割合が大きい費用科目として、減価償却費と施設保全費という科目があるわけですが、これらの費用のうち、音声とデータの両方に関連する費用については、固定資産価額比、つまりこの固定資産を音声とデータに整理した結果の比率である固定資産価額比で配賦することとされております。

その際、減価償却費であれば帳簿価額による固定資産価額比、施設保全費であれば取得原価による固定資産価額比で配賦することとされておまして、この点、固定資産の中でも有形固定資産については、現在の接続会計においても各固定資産の取得価額と帳簿価額の両方が記載されておりますので、事業者が接続料算定に用いている固定資産価額比が適切に算出されているかというのを、総務省のほうでも会計を見ながら確認できるという状況でございます。

他方で、例えばソフトウェアといったものが該当しますけれども、無形固定資産については、いわゆる財務会計において直接法という方法による整理が求められておまして、会計上、帳簿価額は把握できるのですが、取得原価というのが必ずしも分からないという状況になっておまして、総務省において各社の接続料算定が適正に行われているかを確認するためには、この無形固定資産の取得原価についても把握する必要がございます。

そのような理由で、今般この接続会計の配賦整理書の費用整理表という別表において、総務省向けに、無形固定資産の取得原価の総額を新たに追加記載いただくということにしたいものでございます。

次に、②のほうですが、こちらは通信設備使用料という費用科目について、新たにこの費用整理表の対象に追加するという改正でございます。繰り返しになりますけれども、モバイル接続料の原価に占める割合としては、減価償却費と施設保全費という費用項目が大きいわけでございますけれども、この2つの費目については、従来よりこの資料の下半分に記載しております様式、費用整理表という様式の対象にすることで、これらの費目に関する具体的な費用配賦のプロセスを、総務省において把握することが可能となっております。

今般、通信設備使用料という費目についても、減価償却費、施設保全費に次いで、原価に占める割合が高いこと、それから、基地局回線に係る光ファイバ接続料や、あるいはインフラシェアリングに係る費用といった、モバイル基地局にとって不可欠な費用が含まれていることを踏まえて、接続料算定の透明性の向上という観点から、通信設備使用料についても費用整理表の対象に加えたいというものでございます。

改正の内容としては、以上の2点でございます。なお、今回の改正はいずれも配賦整理書の中の様式、費用整理表という表の中の改正となっておりますけれども、この表自体が、事業者の経営情報を含む可能性があるということで、公表しないことができる旨が既に省令に規定されておりますので、今般の改正で新たに記載いただく情報についても、事業者の御判断でこの様式ごと公表しないことができる、総務省だけに提出することができるという部分になってございます。

また、これらの改正をいつの会計から適用していただくのかという点については、資料の右下のほうに書いてございますけれども、令和7年3月31日に締まる会計から、つまり、令和6年度の接続会計から適用させていただくということにしております。

改正の概要について以上でございます。今後のスケジュールについて、次のページを御覧いただければと思います。本日諮問させていただきましたが、本件、接続に関する省令改正でございますので、接続に関する議事手続規則に従いまして、2回の意見募集を行いまして、3月に接続委員会で御議論いただいた上で、3月下旬の事業部会で答申をいただければと考えてございます。

また、令和6年度の会計から適用させていただきたいと考えておりますので、総務省としましては、答申をいただき次第、速やかに改正省令の公布、施行を行ってまいりたいと考えております。

御説明以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山下部会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見募集は2回実施することとし、1回目の意見募集期間は1月22日水曜日から2月20日木曜日までといたします。その後、2回目の意見募集を行ってから、接続委員会において調査・検討していただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長　　ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

○山下部会長　　本日の審議は以上で終了いたしました。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

事務局から、以上です。

○山下部会長　　ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会